

外国人材の訪問介護が解禁となりました

技能実習生と特定技能外国人への「訪問介護」が、一定の条件のもと解禁となりました。

施行日	技能実習生	令和7年04月01日（火）から
	特定技能外国人	令和7年04月21日（月）から

詳しくは、次をご参照ください。

■[厚生労働省「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について」](#)

■[リーフレット「外国人介護人材が訪問系サービスに従事できるようになりました」](#)

令和7年4月から、技能実習生および特定技能外国人（以下「外国人介護人材」）が一定の条件のもと、訪問系サービスに従事できるようになりました。

令和7年度は、**公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）**が適合確認書の発行や巡回訪問等を実施します。

なお、同事業団サイトに「**特定技能外国人を訪問系サービスへ従事させる際の手続き**」が掲載されています。

2025年5月2日